

# 平成 22 年度第 3 回北海道入札監視委員会 開催結果

## (委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項  
( 1 ) 平成 22 年度入札契約執行状況 ( 平成 22 年 9 月末 )  
( 2 ) 談合情報への対応状況
- 3 審議  
抽出審議  
・根室振興局産業振興部林務課案件
- 4 閉会

## 平成22年度 第3回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員 長	白 石 悟
委 員	赤 淵 由紀彦
委 員	柴 口 幹 男
委 員	肥 前 洋 一
委 員	吉 岡 征 雄

五十音順、敬称略

### 関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	市 川 隆 司
"	主 幹	長 内 司
"	主 査	渡 部 範 彦
水産林務部総務課	主 幹	石 本 雄 一
"	主 査	千 葉 和 夫
建設部建設管理局建設情報課	課 長	橋 田 欣 一
"	建設業支援担当課長	石 原 敏 夫
"	主 幹	寺 崎 峰 雄
"	主 幹	玉 田 学
"	主 査	平 館 孝 浩
"	主 査	盛 永 昌 代
建設部建築局計画管理課	主 幹	喜 多 睦 夫
"	主 査	中 村 廣 行
出納局総務課	主 幹	米 田 祥 三
"	主 査	千 嶋 磨
根室振興局地域政策部総務課	主 幹	小 松 慎 吾
" 産業振興部林務課	課 長	岡 本 直 規

### 事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局行政改革課	課 長	朝 倉 浩 司
"	主 幹	大 谷 正 毅
"	主 査	斉 藤 英 毅

# 平成22年度第3回北海道入札監視委員会議事録

## 1 開会

(事務局)

予定の時刻より若干早いのですが、皆様お揃いですので、始めたいと思います。

ただいまから、平成22年度第3回北海道入札監視委員会を開催いたします。

本日は、山本委員がご都合により欠席されておりますが、委員会設置要綱第4の2に定める開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、白石委員長にお願いしたいと思います。白石委員長よろしくお願いたします。

## 2 報告事項

### (1) 平成22年度入札契約執行状況(平成22年9月末)

(委員長)

それでは、平成22年度第3回北海道入札監視委員会を開催させていただきます。

報告事項の1番目、「入札契約執行状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料1の「平成22年度入札契約執行状況(平成22年9月末)」に基づき、本年度第2四半期末の入札契約の執行状況について、報告させていただきます。

1ページ目、1点目の項目「発注3部の工事における一般競争の実施状況」です。

平成21年度年間82.8%の実施率が、第2四半期末現在86.5%となり、3.7ポイント上昇しております。

次に2点目の項目「発注部門別落札率」です。

工事部門については、発注3部分について、平成21年度年間分と同様の落札率で推移しています。その他部門を加えた全体計でも、同様の落札率となっております。

次のページの委託部門については、発注3部及び全体計ともに0.6ポイント上昇しております。

次に3点目の項目「入札方式別落札率」の状況です。

指名競争のほうが一般競争に比べ高い落札率となっておりますが、平成21年度年間に比べ、その差が縮まっています。

3ページ目は、発注3部における部門別入札・契約実績です。

4ページ、5ページは、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

前回の委員会でご指摘を受けました関係ですが、1ページ目最下段に最低制限価格設定基準の改正についての注意書きを、4ページ目及び5ページ目の発注3部の発注機関名を総合振興局・振興局とした上で、括弧書きで産業振興部、建設管理部及び森林室の3区分とし、産業振興部の該当課名について下段に注意書きを加えております。

また、4ページ目の表の指名競争の関係ですが、災害により対応した案件を除いた落札率についても、今回から計上しております。

平成22年度は、第2四半期末現在、随意契約も含め「工事：2,795件」、「委託：3,706件」を発注したところであります。以上です。

(委員長)

ただいまの説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

(委員)

委託の方で落札率が少し上がっていますが、最低制限価格などは工事のように上げたということ若しくは設定したということはないですね。

(事務局)

委託の最低制限の関係ですけれども、従前は予定価格が250万円を超える案件について、最低制限価格を設定することとしておりましたものを、平成22年4月から100万円を超えるものいわゆる入札案件について、最低制限価格設定の対象としたという関係で、従前、最低制限価格を設定していないために低い落札率で落札となっていたものが、最低制限価格が設定されることによって、底上げがかかったものと判断しております。

(委員)

わかりました。

あと、発注機関別の表で機関の名前が変わりましたが、今までの組織と名前が変わってもやっていることは同じと捉えてよろしいですか。

(事務局)

対象は従来と同じです。

(委員)

扱っている入札の種類。

(事務局)

発注機関自体が変わったものではなく、表記の仕方を変えさせていただいたものです。

(委員)

平成21年度に(工事の)最低制限価格に関する設定基準を2回改正し、平成22年度については、概ね平成21年度と同じような落札率で推移しておりますが、これが過去の数値でいいますと平成16年、17年度とほぼ同じような落札率となっている訳ですけれども、このことによる評価ですかね、いろいろな理由により最低制限価格の設定基準を改正したところですが、このことに関して、結果としてこういう数字になっているということですが、具体的な影響等について、何かございますか。

(建設部)

建設部ですけれども、最低制限の引き上げということで、平成21年の7月に概ね90%に最低制限価格を引き上げさせていただきました。その後、最低制限価格付近にもともと応札が集中している札幌、帯広管内につきましては、最低制限価格の90%近くに応札がなっておりますし、地方というか、それに集中していない所については、今までどおりそれなりの落札率になっております。最低制限価格を引き上げた結果、くじ引きの工事が増えてきているという状況があります。工事の種別にもよりますが、特にくじ引きが増えてきております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

最低制限価格を引き上げた理由というものをもう一度改めて教えていただきたいのですけれども。

発注3部はどこの機関にその最低制限価格を高める権限があるかということと含めて教えてください。

(建設部)

理由としては、改正当時、具体的に言いますと帯広と札幌の建設管理部ですけれども、低入札の価格での受注が多かったというところがありまして、そうしますと、品質確保の観点で多少問題が出てくるのではないだろうかということが一つと、あと、先程、落札率が平成16、17年度頃が93%で今と同じ位というご指摘がありましたが、受注者である企業の利益率の低下というのが一つの課題としてありましたので、この二つの理由で、当時は国も含め経済対策としていろいろやっておりましたので、事業費の補正等もございましたので、その効果を高めるためにも、最低制限価格を上げたという経緯もあります。

どこが権限というか事務手続きを進めていくのかということといえば、公共事業なので、建設部と農政部、水産林務部の3部で、共管という形になるのでしょうか、そういう形で手続きを進めまして、この最低制限価格の引き上げの時には、平成21年の6月末に「入札契約制度の適正化に関する連絡会議」という担当副知事をトップとした会議がございまして、そこで調整を図った上で、第2回定例会の知事総括の時に、知事の方からも議会議論の中で引き上げる予定であるということを答弁いたしまして、実際に改正したのは7月3日に関係通達を改正し、建設委員会に報告したということになっております。

(委員)

そうしますと、そんなに簡単には上げ下げできないものなのですか。それとも割と建設部を含め要望を出せば、変えられるようなルールになっているのでしょうか。

(建設部)

変えるには根拠等も必要になりますので、そういう意味では、そうそう引き上げたり引き下げたりと簡単にはできないと考えております。

(建設部)

最低制限の引き上げにつきましては、当時、公共投資の縮減ということで、北海道経済が相当厳しくなっている、全国的にもそういう状況になっておりまして、その中で、経済団体から最低制限価格の引き上げというような要望もありました。それと国の方でその年の4月に最低制限価格の引き上げの見直しを行っておりまして、その時に、上限値が10分の9で設定されておりまして、各地域の状況に応じては、10分の9という設定が可能ですというような国からの通知もございました。全てを検討させていただいて、道内の経済状況を見たときに経済対策の一環として最低制限価格の引き上げに踏み切らせていただいたということです。

なお、今のところですね、暫定処置というか、永遠に上げるということではございません。状況を見ながら対応させていただくという取扱いとしております。

(委員)

この場でお答えいただかなくても結構なのですが、低価格入札が若干あって、業者が苦労している実態はもちろんある。一つの問題としては、発注はしたのだけれども、受注業者が工事途中で倒産するケースもない訳じゃないですね。それが数字的にはどれ位あるか解らないですけれども、最低の価格を上げたことによって、倒産業者が減ったのか。相変わらず、倒産業者は何件あるのか。その辺の実態はどうなのですか。

(建設部)

倒産の件数につきましては、平成20年が結構倒産件数が多かったのですが、平成21年、22年と銀行融資なり利息について入るみたいなのところもあったのかも知れませんが、倒産件数について

は少なくなってきております。ただ、それが最低制限価格のいわゆる効果かという。確かに一部そういうところはあるのかなと考えます。また、最低制限価格引き上げによりまして、倒産されている方もいらっしゃるの、それはそれで事実というか現実です。

また、くじ引きが増えても、(落札率が)90%近いということであれば、ある程度利益を確保しながらやれるのではないかと私どもは考えております。

(委員)

ここの入札監視委員会の分野ではないのではないかと思いますながらあえてお伺いしますけれども、倒産した場合に、要するに工事途中で事実上投げ出されてしまうケースがあるのではないですか、後始末をどういう形で、工事がきちんと行われたかどうかというのは、どこが見るのですか。入札監視が見る訳ではないのですが、どこの機関がチェックしているのですか。

(建設部)

発注している機関ですね。保証制度がありますから、保証会社から保証していただいて、その後、再発注するなりといったことで、工事を完成させます。

(委員)

再発注すると、最初の入札価格と違って若干の損害というか、若干のギャップが、そこで、税金の無駄遣いと言わないけれども、税金が余分に使われていることになるのではないのかなと、気にはなっています。回答はいいです、ここの問題ではないので。

(委員)

今ちょっと「あらっ」と思ったのですけれども、入札する業者の信用度はどれ位調査しているものなのですか。どれ位深く。

(建設部)

信用度というのは、各工事につきましては過去の請負の実績等を要件としておりますので、技術的な面を含めまして工事を完成させる能力があるか、それと私ども、2年に1回、資格審査を行っております、国の経営事項審査の評価点に基づいて、A、B、C、Dの評価をしておりますので、そのあたりでチェックしております。

(委員)

それには、建設業者の財政状況等は含まれているのですか。

(建設部)

それは、国の経営事項審査の中で、財務諸表とか技術者の人数だとか、国の方でも公共事業に応札できるための要件ということで、経営事項の審査をしております。その中で、チェックされていると考えております。

(委員)

こういう時代ですと、財政状態の変動とか激しいのですけれども、2年ピッチで大丈夫ですか。

(建設部)

どこも国を含めて、資格審査は2年に1回という形でやっております。ただ、経営事項審査につきましては、各会計(年度)で締めて1年に1回、経審の有効期間は1年7ヶ月ですから、経営事項審査については1年ちょっとで十分押さえられるということになります。

(委員)

業者さんのいろいろな情報は、入ってくるものですか。

(委員)

仮に入ってきて、どこまで信用していいか。かえって、マイナスの情報提供をされても、難しいですね。

(委員)

入札監視委員会には関係ないかもしれないという部分とからみますけれども、やはり、何となく最低制限価格を上げてみた。その後、どういう効果があったかは、良くわからないけれどもというのは、あまりよろしくはない。上げる際に、理由・根拠を出して上げて、それによって、実際、その根拠で期待したとおりの効果があったのかというのを本来はチェックすべきだと思うのですけれども。

そういうチェック機関というのは、特にない訳ですね。ですから、効果があったかどうか解らないまま価格ばかり上がって、北海道の財政赤字がどんどん膨らんでいくような感じがして、私は、心配ではあるのですけれども。委員会に関係ないと言ってしまえば、冷たい感じがしますけれども。それが感想です。

(委員)

おそらく、そういう目で見れば説明できるようなことがあるのでしょうか。今は、まだ期間が短いから、効果の程は言えないのでしょうか。

(事務局)

元々、最低制限を上げる際に、末端まできちんとお金が回るようにという目的を持って上げておりますし、その際には、下請の調査等でそういった部分を調べるという風に、私どもは伺ってはありましたけれども、その後のデータがどういう風に整理されているか、事務局としては残念ながら承知してはおりません。

(委員)

なかなか効果を量るとというのは、他にもいろいろな要因があるので、最低制限価格を上げたことだけの効果がどれ位あったかというのは、判断するのは難しいですけれども、もし、効果があったというのが解れば、今後、また引き上げをする際に、過去にこれだけ上げてこういう効果があったというのが、次回上げるときの根拠になると思いますので、それで、効果がなかったという結論になったら、今度その根拠は使えなくなりますけれども。上げたことの効果は、何がしか欲しいなという感じはしています。

(建設部)

最低制限引き上げの効果を確実に達成するためということで、発注した際に下請調査というか労務者賃金の支払いにつきまして、設計労務単価がどれ位回復しているかということを立ち入りで調べております。

昨年度で言いますと、民・民の契約ですので労務賃金の支払いについて強制をすることはできないのですが、最低制限引き上げの趣旨ということで、指導的要請みたいな形で積算労務単価が(公共工事)設計労務単価に比して1割以上乖離して下回っている場合に是正してもらうということで、昨年出ささせていただいたのですけれども、その中で2件程度、指導・要請の対象になったものがありました。全体では146件の労務費調査です。

最低制限引き上げの前にどういう状況かということが解らないこともあるのですが、末端まで確実に効果がということで、労務費関係の調査を行っております。

(委員長)

他に何かございますか。この件に関しては、これ以上の議論はなかなか難しいと思いますけれども、おそらく同様なご関心を持たれる方もおられると思いますので、この件に関しましては、今後何らかの方法できちんと明確に効果等について、検証は難しいかも知れませんが、具其他的にこういうことになっているということを明確にお答えできるようなご検討をいただければと思います。

## (2) 談合情報への対応状況

(委員長)

それでは報告事項の2番目、「談合情報への対応状況」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、資料1の「談合情報対応状況」に基づき、本年度に対応手続きを行った案件について、報告をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に記載とおり3発注機関計3件の発注工事案件に対し、談合情報がありました。

1番の案件は情報と落札対象者が相違する結果となっており、2番と3番の案件は当該入札を取りやめ談合情報に基づく事務処理を終えている案件です。

それでは、1番の日高振興局林務課の制限付一般競争による案件ですが、入札前に情報があり調査を行った結果、談合の事実が確認できなかったが当初の入札を中止し、地域要件及び実績要件を緩和することが困難なため、同要件で再度制限付一般競争を実施しております。

再募集の結果、当初応募者のうち3者が未応募、新たに3者が応募したことから、9者のまま入札参加者数の増減がない結果となっております。

入札の結果、情報のあった落札予定者と違う者が落札対象者となったことから、その者を落札者とし契約を締結しております。

次に2番の根室振興局林務課の制限付一般競争による案件ですが、入札前に情報があり制限付一般競争入札における入札参加者名の全てを正確に指摘したことから、談合の疑いが強いと判断し調査を行うことなく入札を取りやめております。

なお、本件は、次の抽出審議案件としておりますので、詳細についてはその際に報告させていただきます。

3番の札幌建設管理部の指名競争による案件ですが、入札前に情報があり調査を行った結果談合の事実が確認できなかったが当初の入札を中止し、所定の談合情報に係る対応手

続に伴って再発注に係る年度内の工期確保が困難になったことから、当面の発注を見送り事務処理を終えているものです。

なお、本件は概ね 1 億円規模の工事ですが、工事名にもあるとおり補正予算による対応となっており、当該予算配当の時期がずれ込んだことから年度内工期を確保する目的で指名競争を採用し、発注に要する期間の短縮を図ったものだということを確認しております。

次のページですが、情報手段は 3 件とも電話によるもので、2 番の案件は、名前を名乗った上での情報提供となっております。

談合情報対応状況に関しては、以上のとおりです。

(委員長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

1 番の案件なのですけれども、事情聴取書を取っておりますけれども、その中の質問事項で他の参加業者を知っているかどうかという質問事項があって、その中で、ある業者が普通の会話の中で入札の曜日、場所といった情報から何となく解ることがあるという回答をしている業者が 1 社あります。あと、ほとんどが全く解らないという回答ですし、システム上解らないという回答もあって、そういう意味では入札を希望している業者が他の業者に解らないというのは、システム上もそうなのだと思いますけれども、その辺、いつも毎回のことなのですけれども、事情聴取書を取るといようなことの具体的な本音ですね、これは毎回難しいという結論になっているのですけれども、その辺の所から何か情報が特定できるといったことはございますか。

(事務局)

申し訳ありません。最後のところをもう一度お願いいたします。

(委員)

事情聴取書の内容について、毎回形式的になってしまうというご意見があるのですけれども、その辺から非常に限定的な事情聴取になってしまうのですけれども、今回については、再度募集をかけたという形になっているのですね。当初要件の緩和が困難であるので、同じ条件で募集をして、3 者が交代したという結果になって、新たに加わった業者が落札したということですね。

私の質問も曖昧で、なかなか答えにくいと思いますけれども。

(委員)

今の先生からのご質問は、業者からの通常の会話で何となくわかる事があるというあたりから、何かつかめないかということですか。

(委員)

情報を特定できないかということと、これは結果的に情報と違う業者が落札したということですが、もしこれが情報どおりの会社が落札した場合はどうなっていたのですか。

(事務局)

再度、事情聴取を行うこととなります。

(委員)

特段問題がなければ、その業者が落札ですか。

(事務局)

その者と契約締結をします。

(委員)

事情聴取の雰囲気はどのような感じなのでしょう。淡々と。

(事務局)

切羽詰まった状況ではないと思いますが。

ただ、以前にも説明させていただいたのですが、事情聴取を行うことによって、情報を引き出せる可能性もある訳ですし、事情聴取を全く省略するといったことにはならないのかと思っております。

(委員)

呼ばれた業者の方もそんなに動揺することなく、また来たかという感じなのですか。

(事務局)

何度も事情聴取を受けている業者の方もいるとは思いますが、それなりに緊張して事情聴取を受けているとは思いますが。

(委員)

質問事項で、7の「ほか、本件以外で何か知っていますか。」という聞き方があるのですが、これは何か業者によっては、以前に事情聴取を受けたことがあるというようなことを回答している会社もあるのですが、このような聞き方だと過去にあったかどうかという聞き方には必ずしもなっていない。聴かれた方は別に過去のことを聴かれている訳ではないので、過去にあったかどうかということを必ずしも回答していない訳ですよね。

その辺、「本件以外で何か知っていますか。」という非常に曖昧な聞き方のような気もしくもないですね。もう少し具体的に「このような事情聴取がありましたか。」というような聞き方にしてもいいかなという気がします。これは、答えたところがそういう風に答えているところもありますので、そういう風にするとう過去にその地域でこういうことが繰り返し事情聴取というのがあったかということも解るかと思えます。

当然、北海道の工事なので他の発注機関の状況を全て把握されているということではなかったかと思しますので、そのような聴き方というのは、少し情報を広げるきっかけになるのかなという気がします。様式自体をさらに変えるということまで必要かどうかは解りませんが、この回答を見た感想ではそういう風なことがあるかなと思います。

(事務局)

この様式の設問自体が字足らずなところがあるのだと思うのですが、おそらく聴き方としては、談合なり談合に関連して何か本件以外でご存じですかという聴き方をしているのだらうとは思いますが。そこのところが、設問の部分で欠けているのかなと思いますが。

(委員)

2番目の契約ですが、珍しく情報提供者が名前を名乗っていますね。(委員用の)資料を見ると情報をもった次の日に、林務課長が電話をかけて確認をしているようなのですが、情報提供者が名乗った場合には、こういうことをしますという決まりなり、決め事がありましたか。

(事務局)

いえ、ないです。

(委員)

全くないですか。必要ないですかね。

(事務局)

今回は、再確認の意味で電話をかけたものです。

情報の提供を受けた内容について、再度確認を取りたい部分があったために、連絡を取ったということだと思います。

(委員)

面談をして、もうちょっと話を聞くとか、そういうことは必要ないですかね。

(事務局)

今回に関しては、情報の精度が高いと思われるので、敢えて調査まで行わないで入札自体を中止したという結果になっております。本件は、次の抽出審議で対象としておりますので、詳細については、その際に報告させていただきます。

(委員)

一般的には、相手方の名前がわかった場合には、電話などして確認を取るということは、多いのですか。

(事務局)

いえ、ないです。名前を名乗られる方も、連絡先まではあまり教えてくれないと思いま

すし、今回に関しては、そこまで教えてくれたということだと思います。

(委員)

連絡先があるからといって、必ずしも連絡をするものではないのですか。

(事務局)

情報を受けて、その際に必要事項を全て確認できれば、あえて再度電話する必要はないと思います。

(委員)

1番の事情聴取の件で、情報のあった落札予定者の事情聴取に際して、落札予定者だといわれていますということを書いて事情聴取を行っているのですか。

(事務局)

それは行っていません。

公正取引委員会等からの情報を極力余り出さない形での事情聴取をしてくださいという要請を受けておりますので、あなたの会社ということで情報が来ていますという聞き方はしていません。

(委員)

ただ、事情聴取する側は解っている訳ですよね。その辺で、当該会社の対応でおかしいことというのは出てこないのですか。

(事務局)

普通に事情聴取をして、普通のやりとりの中で判断していくしかないと思います。

(委員長)

この件に関して、他に何かございますか。

2番の案件につきましては、先程、事務局からご説明がありましたとおり、次の抽出審議の中で再度ご説明いただくこととなります。

よろしいでしょうか。それでは以上で「談合情報への対応状況」を終わらせていただきます。

続きまして、抽出審議を行います。事務局は、準備をお願いいたします。

(事務局)

抽出審議は、「北海道入札監視委員会設置要綱」第4の5の規定により非公開となっております。

抽出審議関係者以外の方は、退室されるようお願いいたします。

### 3 審議

#### 抽出審議【根室振興局産業振興部林務課案件（工事2件）】

（委員長）

それでは、これより抽出審議を始めます。

本日の審議案件は、根室振興局林務課所管の談合情報により中止した案件と再募集により発注した一連の案件を抽出しております。

審議を行う前に、「談合情報対応等」の詳細について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、抽出審議に入る前に、本件に係る談合情報対応等の詳細について、説明させていただきます。

まず、資料の説明をさせていただきますが、抽出審議資料 は、発注機関から提出を受けた資料です。抽出審議資料 は事務局で作成・収集した資料となっております。

次に、審議に当たりまして、最初にお断りさせていただきますが、通報者及び談合に参与した者の情報、通報者を特定することが可能となる情報については、説明・審議の中で出ることが想定されますが、本審議は非公開としておりますので、議事録作成に際しては、関係者の不利益とならないよう配慮させていただきます。

具体的には、置き換え（会社名 通報者、落札予定者等）、削除（場合によっては、話の前後を大幅にカットする必要もあるかと思えます。）により、対応させていただくことをご承願います。

それでは、談合情報の対応等について、抽出審議資料 により説明させていただきます。

1 ページ目が対応の状況を時系列でまとめたものです。

制限付一般競争入札の入札参加申請の受付を 10 月 12 日から 10 月 21 日まで電子入札システムにより行っております。したがって、申請自体も電子申請となっております。10 月 25 日の資格審査委員会を経て、10 月 27 日に審査結果を申請者あて電子メールで通知しています。

その後、11 月 15 日から 17 日まで入札書の提出を受け、11 月 18 日に開札を予定しておりましたが、11 月 11 日に談合情報があり、翌 12 日に当初入札の中止を決定しました。

また、新たな入札は 11 月 22 日に公告、受付を開始し、12 月 17 日に開札・落札者の決定を行っております。

次のページは再入札に係る入札結果です。落札率は、97.94%と高い結果となっております。

3 ページ目は、当初入札と再入札の入札参加者の状況です。

4 ページ目は、当初入札と再入札における入札参加資格要件の比較です。入札方式は、当初及び再入札ともに制限付一般競争入札、工事等級は、当初 1 ランクアップの森林土木 B 等級、再入札 2 ランクアップの森林土木 A 等級で募集しております。募集地域は、当初は、根室、釧路、オホーツク総合振興局（振興局）の地域要件で募集しておりますが、再入札は、これに十勝総合振興局を加えております。同規模工事は、当初 2,800 万円以上の契約金額としておりましたが、再入札は、A 等級にランクを上げておりますので、4,800 万円以上の契約金額としております。

5 ページ目は、水産林務部から受理した談合情報の第一報です。

8 ページ目以降は、今回の談合情報に直接関係しませんが、参考として添付させていただいております。

8 ページから 16 ページは、根室振興局産業振興部における平成 21 年度と平成 22 年度上半期の入札参加者数、落札率です。

17 ページは、再入札時に要件とした地域における森林土木 A 等級の格付保有者。

18 ページは、当初入札時に要件とした地域における森林土木 B 等級の格付保有者。

19 ページは、本年度 9 月末分までの根室振興局における森林土木工事の入札参加者の状況です。平成 21 年度分はポータルシステムにより検索が可能な分のみを計上しています。

根室振興局管内の単体資格者に、共同企業体及び釧路総合振興局管内からの参加者を追加したのとなっています。

次の 20 ページは、19 ページの表のうち入札参加がゼロの者を除いた表です。

21 ページは、全道の農業土木、水産土木、森林土木工事の振興局ごとの資格者数です。

22 ページは、今回は適用となりませんが、指名競争入札の執行において今回と同様の情報が入った場合、ランダム・カットが発動されますので、参考として経緯をまとめたものです。

23 ページは、平成 12 年度以降の年度別談合情報対応状況です。

24 ページは、前回の委員会で委員から質問がありましたが、指名競争の方が談合情報が入ってくる確率が高いのですかというご質問を受け、談合情報における入札方式と入札方式別の発注割合を比較したのですが、平成 21 年度の一般競争の発注割合が 8 割強ありますが、それに対して談合情報として対応した制限付一般競争案件の割合が 88.9%、9 割弱位あります。一般的に一般競争入札は談合が行いにくい入札方式だと言われておりますが、数字の上からは必ずしもそうではないといった結果が出ております。

事務局からは以上です。

(委員長)

はい。それでは、ただ今の説明について、質問等ございませんでしょうか。

(委員)

募集地域を十勝まで広げて、十勝からの参加はあったのですか。

(事務局)

いえ、ありません。

(委員)

募集地域を広げたけれども来なかったのですか。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

それでは、抽出審議に入ります。当初入札及び再入札の工事概要等について、根室振興局からご説明をお願いします。

(根室振興局)

根室振興局です。それでは、工事概要につきまして、工事概要書により説明をいたします。

まず、工事の内容ですけれども、根室管内の標津町に位置します 2 級河川ウラップ川に平成 11 年度に No.4 床固工、これは治山ダムなのですけれども、それを施工しております、その既設のダムに魚道工を設置する工事という内容であります。工事番号は、168 号、工事名はウラップ川小規模治山工事、工事場所は標津町です。工事期間は 3 月 25 日まで、工事概要は魚道工 1 基です。工事等級につきましては、予定価格 C 等級工事を B 等級工事にランクアップしたということで、結果的に B 等級です。入札執行方法は、制限付一般競争入札です。

先程、出ておりました同種同規模の関係ですが、具体的に説明をします。同種については、森林土木工事というのが一つとまたは、溪間工事ということです。実績につきましては、森林土木工事 B 等級の下限額が 3,500 万円ですので、その下限額の 8 割以上ということで、金額については、2,800 万円以上。森林土木工事以外の場合、先程の溪間工事の場合でありますけれども、金額につきましては、同じく 2,800 万円以上。工事の実績につきましては、

主要工種。今回、魚道が1基ということですので、決めとしては、概ね2分の1以上というところがありますので、魚道工1基。結果的には魚道工1基という内容であります。

地域要件については、先程のとおり、根室、釧路、オホーツクの3地域です。申請書の審査につきましては、10月25日に当局の入札参加資格者審査委員会、委員長以下全員8名の出席で審査をしまして、結果的には入札参加申請者全てを適格と判定をしております。

その後の事務としましては、審査結果については10月27日に通知して、質問期間10月29日から11月11日、入札書の受付は11月15日から11月17日でありまして、入札予定を11月18日に設定をしておりますが、先程のとおり、談合情報等がありましたので、11月15日に入札を取りやめると通知を行ったという内容であります。

(委員長)

それでは、ただ今の説明につきまして質問等はございませんでしょうか。

(委員)

ランクアップを当初の入札でもしておりますよね。それは、そのランクアップをした時にどういう理由でしたのでしょうか。具体的な理由書みたいなものはあるのでしょうか。

(根室振興局)

それでは、当初工事のランクアップについて説明をいたします。

まずは、道で定めております「入札参加者指名基準の設定について」に則っております、その中で、いわゆる高度な施工技術を要する場合ということで、まずは、工事の選定をしております。現実的に高度な施工技術が今回の工事で何に該当するかというところなのですけれども、先程説明のとおり、河川内の魚道工事というところがありますので、一つ目としては、厳しい自然条件への対応というところで、今回につきましては、まさしく河川内の工事ということで、高度な技術が必要というところで、一つ判断をしております。

それともう一点、この治山ダム工事の直下に標津町の水道の取水口がすぐ直下にあります、そういう状況から、その周辺の環境等に配慮を要する必要があるという、その配慮というのは、その周辺の水域環境ですとか、水道ですから濁水の影響を排除しなければならないというこの二点におきまして、評点を付けまして、その二つに該当するところで、ランクアップを当初工事としております。

(委員)

河川内の工事であるということと、下流に水道の取水があってそれに対する環境影響を考慮したために、より難易性が高い工事だということですね。

さらに、これを再入札にかけた時に、さらにもう一度ランクアップをかけているのですね。その理由書というのはどちらにあるのですか。

(根室振興局)

その理由につきましては、これも北海道で定めております先程の選定基準の下にある選定基準なのですけれども、事業別基準の適用基準の制定によりまして、その関係事項の中で、通常ですと先程のとおり評点の結果CをBにランクアップするというところが通常のランクアップの一つなのですが、今回の場合は、この談合情報が入ったのでというところがありまして、ある意味特例を要する場合、先程の適用基準の制定の中で特例を要する場合には、その様な対応ができるというところを適用しまして、さらにA等級にランクアップしたということです。

(委員)

今の説明で特例ということなのですが、特例とランクアップということがちょっと連動しないような気がするのですが。今聞いた範囲の中では連動していないような気がして、例えば、少し工事期間が短縮したのでさらに工事の難易性が高くなったとか、そういう理由ならば、そういう理由もあるのかも知れませんが、具体的にランクをさらにもう1段上げたというところが、特例があるから上げたということだけでは、ちょっと説明が十分でないような気もするのですが、その辺はいかがでしょうか。

(根室振興局)

今回、新たな入札を行うに当たりまして、当初入札に参加した者が揃わないような方式を考えるにあたり、要件を見直す一つとして、B等級で参加した者を全者揃わない形ということで、A等級にランクアップしたというところもございます。

(委員)

それは、情報があつた会社がB等級なので、そのB等級を排除しようという意識で、B等級を排除してA等級にしたということですか。端的に言いますと。

(根室振興局)

そうです。

根室振興局の方でAランクの場合は、入札執行方針で十勝まで範囲を広げるという方針でありますので、十勝まで広げてなるべく応札者を増やしたいと考えました。

(委員)

A等級にすると、十勝を入れるというのがルール上というか、内規上連動しているので、A等級にして地域を広げたということですか。ですから、B等級のまま地域を広げるのではなく、A等級にして地域を広げたという解釈というか、過去にもそういう運用をやっていたということですか。

(根室振興局)

そうです。

(委員)

過去にそういうことをやっていたとして、A等級にランクアップして具体的に、実際の効果ですね、十勝の方に要件を広げて、過去に十勝の方からA等級の工事で参入してきたという実績はあるのですか。

(根室振興局)

本年度についてはありませんが、平成21年度は何度かありました。

(委員)

通常、十勝まで広げるのは、だいたいA等級にしているのですか。

(根室振興局)

A等級であれば、根室管内、釧路管内及びオホーツク管内を足しても20者に満たないものですから、十勝まで地域を広げて20者以上を確保しているものです。

(委員)

B等級で十勝まで広げるというのは、あまりしないのですか。B等級なら十分に確保できるということですか。

(根室振興局)

はい。

(委員)

平成 21 年度に十勝まで広げて、十勝の業者が参加した事例があるというのですが、現に十勝の業者が落としたケースはあるのですか。

(根室振興局)

落としたのは、なかったように思います。

(委員)

そうですね。一般的に十勝まで広げる意味が、特にあるのでしょうか。おっしゃるとおり、20 者以上というのがあるのだとすれば、広げざるを得ないということでしょうが。事務手続き的に煩雑になるだけなら、どうかなという気がしないでもない。

(委員)

結局、当該談合が疑われた会社を外すために当初 B 等級で募集したものを外して、あとは形式的をまとめた。そのため、もともと C 等級を B 等級になったものをさらに A 等級までランクを上げて、十勝まで入れたというそういうことになってしまうのではないのでしょうかね。

仮にそうだとすれば、C 等級を A 等級までランクアップしている訳ですから、例えば B 等級で地元の業者で入札しても可能だったところも、チャンスがなくなってくる訳ですよ。結果的には、そういうやり方がそれでいいのかという点はどののでしょうか。

要するにランクを勝手と言ったら変ですけども、違う目的で上げてしまったと、C から A 等級にですね。そういうことが問題ないのか、その辺の考えはどののでしょうか。

(根室振興局)

今回のケースでは、当初の入札の業者が揃わないような形で再度入札を行うというのを大前提というか考えて執行しまして、要件を変更するにあたって、通常特別な事情の場合は知事承認がいるということなのですけれども、談合情報対応手続のほうで、談合情報があった場合は、特に承認を得なくて構わないということになって、一般競争で発注するために、発注に当たって業者が揃わない様な条件で、より広い範囲で応募者・対象者を広くして、適正な入札を執行しようと考えでしたので、結局 A 等級を選んだということになっておりました。

(委員)

他に方法はないのですか。当初の入札参加者を排除する方法として。

(根室振興局)

一般競争入札では、当初の入札に参加した者は今回の入札から排除しますという条件を付けることはできないと思います。

(根室振興局)

事実、その辺の判断をする検討の中では、先程出ておりました指名競争のランダムカットの方法ですとか、そういうところも含めまして、どういう方法が今回の場合一番適切かという検討経緯は間ではありました。

(委員)

元々、最初の入札参加者が再入札の時に参加したら駄目なのですかね。何かまずいので

すか。

(根室振興局)

談合情報対応手続の質疑応答の中で、当初入札参加者が揃わない形で入札を執行するというのがありました。

(委員)

するのが望ましいという規定ですか。してはならないのですか。

(根室振興局)

そのままの形にならないような条件設定をすることと。

(委員)

応札者がもっと増えればいいのですか。

(根室振興局)

はい。当初と同じ形にならないような要件を設定するということです。

(委員)

これはちょっと違う意見なのですが、談合というのはおそらく相談がないと成立しないのもですから、相談を受けていったん納得して、【中略】そういうものに一端参加した者が入札予定者でないからといって2度目に参加できるのが、本命と言われたところは除外してそれ以外は入ってきていいのかという、そういう問題があるので、むしろ、全て入れて再度やるという方向の方が、より公正なような気がするのですが、これは、私の個人的な意見なのですが、相談がなければ談合は成立しないものですから、全てカットするか、全て受け入れて再度やり直すかどちらかではないかなという気がするのですが、本命が本命以外かということで区別をする方がおかしいのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(根室振興局)

先程説明のとおり、今回の談合情報が、道の談合情報対応手続の中で入札参加予定者をほぼ正確に言って来たというところが、それはまず、一つ事実としてありまして、当然、公正取引委員会とか関係機関にその事実の報告はしておりますけれども、対応手続の中では、今回はまさに調査もなく入札を取りやめたのですけれども、その判断の一つとしましては、疑いが濃いというところまでが現実でありまして、まさしく今回の談合が本当にあったのかなかったのか、本当に白なのか黒なのかという(公正取引委員会等の)処分が一切ないという状況もありますので、そこは、我々としても先程の決定をするときには、本当に排除していいものか、それを排除と捉えないで先程の説明のとおり、なるべく、状況、条件を変えて、何とか競争性、透明性を高める方法はないのかというところは、事実、内部で検討を入れて、最後は制度に基づいて使えるところ使えるところを適用して、判断したというところが事実といえますか。

これが、白黒ははっきりしていれば、物を判断できるのですけれども、情報があったという事実だけで、談合があったかなかったかというのは、その時点では間違いなくはっきりしていませんでしたし、それは今も同じなのですけれども。

そういうところで、検討をして中ではいろいろとやりとりはありました。

(委員)

考え方の問題なのでしょうけれども、今おっしゃるように、この事実がはっきりしてい

ない以上は、当初入札参加者を排除する方向にしていかがうか、まずね。当初入札参加者だけに絞られないようにしなければならぬのでしようけれども、当初入札参加者を排除せざるを得ない、すべきだという発想はどうかという気がするのの一つと、元々、C等級だったものをそういう情報があったからといって、A等級まで上げて十勝を入れるという意味合いが、果たしてこの金額で十勝の方から標津まで来ないよね。広げる意味がないですよ。普通に考えたら、Cランクの工事をしに十勝のAランクの業者が来ないでしょう。であればやっぱり、B等級のまま当初入札参加者以外に更に入るような方法の方が実務的にはいいのではないかなという考えです。個人的には。

皆様方が頭を悩ませてご苦労されたのがよくわかるのですけれども、今後のあり方とすればどうなのでしょうね。疑いがあるだけで排除しなければいかんという発想が違うのではないかなという気がしますよね。

(委員)

排除の仕方が限定的な排除ですよ。ターゲットとしたところだけを排除してそれ以外は排除しなかったという、それはランクアップによって本命と目されたところが排除されるように持って行ったということが、この工事をやる上でのランクアップの理由に本当に値するかどうか、もっと別のやり方で広く入札参加者を広げる様な手立てがなかったのかどうか。その方法としては、指名競争入札でランダムカットをやるというのも、当然議論されてというようなことも今おっしゃられましたので、そういうこともあったのかと思います。

ただ、それをそうしなさいということはなかなか言い切れない問題だとは思いますが、その辺、少し理由が2ランクアップということを経験として付与するということが、本当に工事の目的とか、対象範囲を広げた実質的な効果というのがなかなか期待できないような広げ方について、ちょっと懸念が残るということになりますけれども。

(委員)

私はかなり画期的な、等級を上げることで排除するというのは、通常は要件緩和して他にも参入してきていただいて入札をやってしまう訳ですよ。それをランクアップしたというのは、かなり真剣に入札を考えられたのかなという風に思ったのですけれども。

そうしますと、こういうケースがあった場合でも、ランクアップで何社が削るということとはせずに、やはり要件を緩和して入っていただいて再度入札をするということが望ましいということですかね。

(委員)

なかなか一般的なことは言えないところですが、例えば今回A等級で本命が入ったとしたら、また違うやり方だったと思うのですよね。そこを排除しようとするならば、ですから、そういう意味で正しいやり方というのがよく見えないということですよ。

(委員)

元々、業者のランク付けというのは、何故ランク付けしているのかという意味合いの問題となるのかな。A等級に上げるというのが、今回の場合はたまたま情報があって、それに本来の目的であるランク付けをうまく利用したということで、ただ、本来のランク付け趣旨からは反することとなりますよね。

(根室振興局)

そうですね。

(委員)

そういう別の制度の趣旨を考えると、こういうやり方でいいのかなというのも一方であるので、入札の公正を保つためだから、それはそれでこの際いいんだというのも一つの考えかもしれないですし、何とも言えないところはある。

(委員)

ランクについて、元々、C等級なのにA等級まで行くという点で矛盾が生じてくるというところが、矛盾を生じずに何社か排除されるようにするというのは、もうランダムカットしかないのでしょうかね。通常の指名競争入札ですと全者指名から排除しなければならぬということですか。

(事務局)

指名競争入札を選択した場合は、全者を外すことになります。

(委員)

今回、それが取りにくかったのは、談合したということが確定している訳ではないのに、意図的に排除することになるので、意図的でないランダムだとしたらということですか。

(事務局)

これ位の精度の情報が入った場合で、指名競争入札を行う場合は全て排除する、関与者を排除するという規定になっております。

(委員)

ランダムカットを使えばということですか。

(事務局)

ランダムカットというのは、また別です。

(委員)

そうすると、全て排除するか、全て入れるか、若しくは、ランクアップという手を使って排除するかくらいだったのですかね。他に何かは。

(根室振興局)

先程説明しましたが、ランダムの指名競争の検討のときなのですけれども、B等級ですとか、A等級ですとかの前に、その前に戻って今回の工事が指名競争入札に該当する工事なのかどうかというところをまず、検討しました。指名競争に該当する案件としては、具体的には、災害対応の関係ですとか工期に制限があるとかその2点で、二つの方法でやった時に時間ですとか工事の内容を並べて入れたのですが、今回は魚道工の設置工事ですから、指名競争で実施する工事には今回該当しないという判断を一つして、情報があっても一般競争が一番適切であろうという検討からまず始めています。

一般競争入札で実施した場合に、このランクアップですとかという検討はその次に、検討事項として進めたという経緯があります。

(委員)

ランクアップせずに要件だけ緩和してということは、考えなかったのですか。

(根室振興局)

そこは、選択の中では入れてなかったですね。

(根室振興局)

また、当初と同じ参加者となる可能性のあるものは、検討を行いませんでした。

(委員)

今回のランクアップは望ましくない、ランクの本来に矛盾が生じてくるのであれば、今後どう対応すべきかというのは、ランクアップはいけませんでしたねとおしまいというのは、私としても納得がいかない。

(委員)

いけませんでしたねということを行っている訳ではなくて、A等級だったらランクアップの手法が使えないじゃないですか。どういうケースのときはどういう手法を使えばいいのかなというのは、知恵を出し合ってもらえない。

(委員長)

それとたまたま今回は、新たに入ってきたところが落としたということですが、条件によっては、当初参加者で入札ということだって可能性としてはある訳ですよ。ですから、必ずしも今回のようなやり方というのが、少し広げたということになるのか。結果的には、当初入っていないところが落としたということで、当初の談合情報に關与したところが取っていないということで、結果オーライなのかもしれませんが、これが一般的に正しいやり方だったのか、100%正しいということはなかなか言い難い、ただし、他に何がいい方法があるかということ、この監視委員会の中でもなかなか具体的なアイデアは出ないところですので、今後、特に私が懸念しているのは、根室振興局管内というのは、非常に業者数が少ないので、おそらくこういうような状況というのは今後も可能性としてあると思いますので、その様なことに対して、具体的にシミュレーションというまでは考えられないでしょうが、その時その時の最適な方法というのはあるかと思いますが、要するに競争環境をもう少し広げるといようなことを普段から取り組めていただければ、解決するような問題でもあるかなと思います。

ただ、どうしても公共事業が減少していますから、各地域でかなり建設業者の数も減ってきていますので、これが具体的に北海道の各地域で、できるかどうかとなるとなかなか今後難しい問題、この委員会で別途議論しています少数入札の問題であるとかからんできますので、その辺総合して考えていかないとなかなか難しいところがありますので、必ずしも結論は今の中では出ないとは思いますが、少し今後に向けてどのような方策があるのかというのを普段から考えていただくといようなことで、アイデアもでないのとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

そこまでは、入札監視委員会はしなくても良いということですか。後は考えてくださいというのは楽なのですけれども、じゃあどうすれば良いかというのは難しいですよ。

(委員)

今回の選択が絶対間違いだとは言えないですよ。

(委員)

それは言えないと思います。

(委員)

お話を聞きますと、皆さんよく考えて結構悩んだと思いますよ。そういう意味では逆に

評価したいと思います。でも、どれがいいかというとまた解らないですものね。

(委員)

私的には、要件を緩和して広げるより、他はないのかなという気がします。結果的に新しく入ってきていますから、そこで入札が行われるというのが通常のやり方だったのかなという感じがしますけれども。

あまり要件を緩めても、新しく入ってくる業者は多くはないというのは、見越せたのですね。B等級のままでしたらもうちょっと。余り参入しては来ないのですか。

(根室振興局)

やはり、地域的な問題でなかなか参入はしてこない。数は少ないです。

(委員)

まだ、入ってくるならそのまま行ってもいいのでしょうか。

(委員長)

抽出審議については、以上でよろしいでしょうか。

それでは、以上で抽出審議については、終わらせていただきます。

根室振興局の担当職員の方は、ご多忙のところご出席いただきありがとうございました。

以上で、本日の委員会は終了させていただきますけれども、事務局の方から何かございませんでしょうか。

(事務局)

次回委員会を3月下旬に実施する方向で別途、日程調整をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

それでは、これで委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。